



ホスピスケア「六花の家」

重要事項説明書

株式会社 六花 福祉事業部

◆◆目 次◆◆

1. ホスピスケア「六花の家」の理念	2 ページ
2. 運営法人（事業者）の概要	3
3. ご利用ホスピスケア「六花の家」の概	3
4. 居室及び共用設備の概要	3
5. その他の設備の概要	4
6. 職員の配置	4
7. 当ホスピスケア「六花の家」の利用料	4
8. ご利用者が死亡されたとき	7
9. 残置物引取人	7
10. 苦情・相談の受付について	8
11. 非常災害時の対策	8
12. ホスピスケア「六花の家」利用の留意事項	9
別紙 ホスピスケア「六花の家」経管栄養等管理費規定	10
ホスピスケア「六花の家」介護サービス重要事項説明同意書	12

1. ホスピスケア「六花の家」の理念

ホスピスケア「六花の家」は、法人理念「責任」と「覚悟」に基づき、経営者ならびにホスピスケア「六花の家」の代表者、管理者、看護従事者、介護従事者、職員の全てがこれを共有し、入居者様及びご家族のケアを誠実に実行・対応し、ここに携わる全ての人々が心身ともに「笑顔」である様、「全力」で取り組む所存であります。

「責任」と「覚悟」という言葉は堅苦しく重い言葉に感じますが、これが欠けることにより「油断」が生じる場合があります。終末期を受容している入居者様にとっては、決してしてはならないことだと認識しないとイケません。常に「責任」と「覚悟」をしっかりと持ち、看護・介護を「業務」としてではなく「心」で行うこと、それが「安心と笑顔」で過ごしていただくことだと考えています。

「100%の看護・介護」、「100%の結果」を得ることは、非常に困難で、不可能に近いものかもしれません。しかし妥協せず、いかに「100%」に近づけるかを、しっかりとした前述の理念を持ち、努力し、追求していく「覚悟」であります。

「終末期」というものは、人と人との密接な関係が必要であり、そこには「信頼関係」が不可欠です。「信頼関係」を構築するとともに、私たちが「寄り添う」ことにより入居者様からの信頼を得ること、安心を与えることが「結果」であり、その結果が心身ともに「笑顔」で過ごして頂けるのではないかと考えています。そのうえでも「責任」と「覚悟」をしっかりと持つことが、入居者及びご家族との「信頼関係」を構築し、安心していただく土台になると考えております。

- ① **経営者ならびに職員全員が同じ理念を「共友(共有)」し、共に結果を出し、ご利用者及びご家族とともに満足を得るために努力・追求します。**
- ② **「責任」と「覚悟」をもって、「安心」して頂き、「笑顔」であって頂きたいと強い気持ちで努力・追求します。**

「責任と覚悟」という法人理念の基、「安心と笑顔」がホスピスケア「六花の家」経営者および職員全員の共友（共有）する理念です。

2. 運営法人（事業者）概要

法人名	株式会社 六花
法人所在地	大阪府八尾市植松町6丁目9番34号
代表者氏名	代表取締役 石田 力 (いしだ ちから)
電話番号	072-922-6987 (代)
FAX番号	072-990-6988
ホームページアドレス	http://www.rokka-fukusi.jp
設立年月日	昭和47年4月22日

3. ご利用ホスピスケア「六花の家」概要

名称	ホスピスケア「六花の家」
所在地	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧537-10
電話番号	0745-43-6987 (代)
FAX番号	0745-77-6988
メールアドレス	rokka6987@yahoo.co.jp
管理者	宮田 まさみ (みやた まさみ)
上記保有資格	介護福祉士
開設年月日	平成26年 1月 1日
利用可能居室	6帖・5室、4帖半…1室 多床室…1室(定員4名) 緊急室…1室

4. 居室及び共用設備の概要

居室・設備の種類	室数	床面積 (1室当たり)	備考
個室 (洋室)	5室	9.94 m ² (6帖)	
個室 (洋室)	1室	7.45 m ² (4.5帖)	
多床室 (洋室)	1室	19.87 m ² (12帖)	3~4人部屋
ダイニングキッチン	1室	24.01 m ² (14.5帖)	
リビング (和室)	1室	9.94 m ² (6帖)	緊急時は個室利用
浴室	1室	3.3 m ² (2帖)	
脱衣室	1室	4.97 m ² (3帖)	
便所	2室	1.24 m ² (0.75帖)	
便所 (車椅子対応)	1室	4.14 m ² (2.5帖)	

5. その他の設備の概要

- ① 冷暖房機器 … ・ 各居室に設置（壁付パッケージエアコン）
- ② 換気設備 … ・ 各居室に設置（壁付）
・ その他の居室については建築時（平成 25 年）における法令に準じて設置
- ③ 防火設備 … ・ スプリンクラー設置
・ 火災報知器及び火災通報装置設置
・ 各個室火災感知器設置
・ 消火器設置
- ④ 各所に手摺を必要に応じて設置

6. 職員の配置

- ・ 利用者の状況に応じた職員配置を行います。
- ・ 指定介護サービスの利用状況に応じて、補完的に職員配置を行います。
- ・ 夜勤帯（18:00～7:00）は、必ず 1 名以上の介護職員を配置します。
- ・ 原則として、日勤帯は 3 対 1 以上の割合で介護職員又は看護職員を配置します。
- ・ 看護職員は、指定訪問看護の訪問以外に、補完的に配置します。

7. 当ホスピスケア「六花の家」の利用料金

(1) 利用料金（全額負担になります。）

居 室	6 帖	4.5 帖	多床室(12 帖)
保 証 金	¥150,000	¥100,000	¥50,000
家 賃（月極）	¥35,000	¥28,000	¥15,000
管理費（月極）光熱費含	¥35,000	¥33,000	¥15,000
食費（1 日あたり）	¥1,500		

〈注意〉 ・ 保証金については、退去時において、居室の原状回復等に充てるものとします。原状回復工事については、見積りを取り、残金が出た場合は返金します。

(2) 外部指定介護サービスの介護保険自己負担金及び利用料金

- ① 訪問介護・訪問看護・デイサービス・福祉用具等

(3) 医療保険自己負担金・薬自己負担金

(4) その他介護保険の給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事（お酒を含みます）・・・要した費用の実費

入居者のご希望に基づいて特別な食事（出前等）を提供します。

② 理髪・美容[理美容サービス]

月に1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金： 1回あたり1,700円（内訳、技術料1,500円＋管理料200円）

顔剃りは別途500円が必要です。

③ 複写物の交付

入居者及び入居者代理人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

一枚につき 10円

④ 日常生活上個別性の高い諸費用の実費（介護用品等）

日常生活上個別性の高い購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

例) おむつ、はくパンツ、尿とりパット代等介護用品

また、栄養補助食品、栄養補助飲料についても個別性が高いので、入居者に負担していただきます。

⑤ 入居者からの要求で通院及び付き添い／外出サービス（介護保険給付対象外の場合）を行う場合には下記の様に手数料を頂戴します。

ただし、当ホスピスケア「六花の家」の協力医への通院及び付き添いには料金を頂戴しておりませんが、病医院への送迎及び付き添いはご家族にお願いすることを原則としております。また、協力医からの紹介による救急搬送についても手数料を頂戴しません。

〈〈定義〉〉

入居者が医療機関への受診が必要である場合は、原則としてご家族に入居者の付き添いをお願いしています。また、介護保険給付対象外サービスとなる場合で、下記の5点に該当するものは入居者各々の負担となります。

- ・ 当「六花の家」の協力医以外への受診通院及び付き添い
- ・ 歯科協力医を含む歯科への受診通院及び付き添い
- ・ 入居時、既に通院中の病院等への受診通院及び付き添い
- ・ 個人的な理由での特定の病医院への通院及び付き添い
- ・ 入居者個人からの要求による外出の付き添いなど

利用料金は下記の様になります。

- ※ 職員 1 名の付き添いにつき 2,000 円/1 時間（入居者の心身の状況を斟酌し行います。状況により当ホスピスの判断で複数名により行う場合があります。）
- ※ 使用した燃料の実費
- ※ 高速自動車専用国道等の有料道路を使用した場合の使用区間分の実費（遠方の場合や移動による心身の状況に鑑み、かつ時間短縮効果がある場合には優先的に使用させていただきます。）
- ⑥ 入居者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金と基本料金(月額)を頂戴します。
- ⑦ 小口お小遣い管理
 - ご契約者の希望により、「小口お小遣い管理サービス」をご利用いただけます。概要は以下の通りです。（ただし、契約書第 8 条を参照してください。）
 - ・ 管理する金銭の形態 : 現金で概ね 1 万円とします。
 - ・ 保管管理者 : 管理者
 - ・ 出納方法 : 手続きの概要は以下の通りです。
- ※ 本人及び家族の連絡により保管管理者が連絡内容に従い、小口お小遣いから預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ※ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、再度入金していただく時、出入金記録を確認していただき、領収書をご契約者又は代理人にお渡しします。
 - ・ 利用料金 : 無料

〈注意〉

契約書第 8 条〔金銭等の管理〕の条文、別途契約を締結する必要があります。

(3) ご利用料金のお支払い方法、立替金のご精算方法

前記(1)(2)のご利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、立替金（医療費立替金、その他立替金）と合算して翌月 10 日までにご請求致します。

ご請求金は下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

お支払方法

- ・ ご持参
- ・ お振込…翌月 20 日迄に下記口座にお振込下さい。
 - 南都銀行 上牧支店 普通 2 1 2 7 4 7 4
 - 株式会社 六花 代表取締役 石田 力 (イダガチカ)
- ・ 口座振替…引き落とし日は、南都銀行をご指定の場合は毎月 20 日
その他の金融機関をご指定の場合は毎月 27 日（いずれも休業日の場合は翌営業日になります。）

領収証の発行について

ご利用料金については、ご入金確認後、株式会社 六花 より領収書を発行致します。
立替金については、毎月のご請求書発行時に、明細と共に領収書を添付致します。

(4) 協力医療機関について

〈注意〉

下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。
また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

協力医療機関

病 院 名	住 所	電話番号	診 療 科 目
服部記念病院	北葛城郡上牧町 上牧 4244	0745-77-1333	内科、外科、眼科、放射線科、 歯科、口腔外科、整形外科、 神経内科、精神科、婦人科
よしむら ファミリー歯科	香芝市 真美ヶ丘 1-5-11	0745-78-0418	歯科一般、小児歯科、予防歯科、 インプラント、有病者診療、 訪問診療、往診
加藤クリニック	香芝市 穴虫 1055-1	0745-71-5677	脳神経外科、内科、整形外科、 小児外科、リハビリ科、 脳ドック、往診

8. 入居者が死亡されたとき

死亡された時点において、当ホスピスケア「六花の家」との契約は終了となり速やかに家族に連絡し、家族により遺体を引き取っていただきます。

当ホスピスケア「六花の家」で死亡された場合、退居処置（死後の処置）費用として 30,000 円（状況に応じて加算される場合があります。）を頂戴します。

9. 残置物引取人

当ホスピスケア「六花の家」は、入居者代理人を「残置物引取人」と定め、連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、入居者又は残置物引取人にご負担いただきます。当ホスピスケア「六花の家」は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で入居者の残置物を処分できるものとします。その費用については、入居者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

10. 苦情・相談の受付について

(1) 当ホスピスケア「六花の家」における苦情の受付

当「六花の家」における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情・相談受付窓口担当者 : 管理者 宮田 まさみ (みやた まさみ)
- ・ 苦情・相談解決責任者 : 管理者 宮田 まさみ (みやた まさみ)
- ・ 受付時間 : 毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00

(2) 苦情処理の方法

(ア) 苦情の受付

苦情受付担当者は、入居者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。(内容、希望、第三者委員会への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立会の要否など)

(イ) 苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者に報告します。

(第三者委員への報告要の場合は、第三者委員に報告します。)

(ウ) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は全職員による苦情解決会議を開催し、十分検討のうえ、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

(3) 当ホスピスケア「六花の家」の第三者委員

弁 護 士	高 島 健太郎
社会保険労務士	福 田 宏 充
社会保険労務士	宮 本 和 彦

(4) 行政機関、その他の苦情受付機関

国保連	奈良県国民健康保険団体連合会
所在地	橿原市大久保町302-1 (奈良県市町村館内)
電話番号	0744-29-8311
上牧町	上牧町役場住民福祉部 行き活き対策課
所在地	北葛城郡上牧町大字上牧3245-1
電話番号	0745-79-2020

11. 非常災害時の対策

別途定める「株式会社六花消防計画」にのっとり対応します。また、避難訓練として年2回火災及び、地震等を想定した訓練を行います。防災設備については、5、その他の設備の概要に記述している通りです。

1 2. ホスピスケア「六花の家」利用の留意事項

当ホスピスケア「六花の家」の入居にあたって、ホスピスケア「六花の家」に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 持ち込み制限

入居にあたり、原則として制限は設けておりません。常識の範囲内をお願いします。

② 訪問・面会

原則的にはいつでも訪問・面会においでください。

〈注意事項〉

- ・ 体調がすぐれない方や高熱を発している方の訪問・面会にご遠慮していただく場合があります。
- ・ 来訪者は必ずその都度、職員に届け出てください。
- ・ 来訪時には手洗いやうがい、アルコール消毒にご協力ください。

③ 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

④ 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。ただし急な体調変化による場合はこの限りではありません。

⑤ ホスピスケア「六花の家」の設備の使用上注意

(ア) 居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

(イ) 入居に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

(ウ) 当ホスピスケア「六花の家」の職員や他の入居者に対して、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

⑥ 喫煙

健康増進法施行により、原則的にホスピスケア「六花の家」内、敷地内での喫煙はお断りしております。

⑦ 持ち物

衣類や持ち物はすべて記名してください。高額な衣類やウールなど洗濯乾燥により縮みや変形が予想され、現状に復する事が出来ない物の使用はしないでください。また、現金については、一切の責任を負いかねます。

ホスピスケア「六花の家」経管栄養等管理費規定

〈規定の適用範囲〉

第1条 この経管栄養規定（以下「規定」という）は、株式会社 六花 福祉事業部 ホスピスケア「六花の家」（以下「ホスピス」という）を利用される方で以下の様な状態になられた方に適用する。

- ① 医師の医学的見地による指示の下、栄養補給法が経鼻カテーテルによるものになられた方
- ② 医師の医学的見地による指示の下、栄養補給法が胃瘻カテーテルによるものになられた方
- ③ 医師の医学的見地による指示の下、栄養補給法が経腸カテーテルによるものになられた方
- ④ ①～③によるもの以外で栄養補給法が経口によることが出来なくなられた方

〈規定の目的〉

第2条 前条のいずれかに該当する方々に対して、安全を担保する必要な見守りと愛情に溢れかつ健康的な日常生活を提供することを目的とする。また、これらに関する必要な薬剤及び器具の購入に用いることとする。

〈購入物の範囲〉

第3条 必要な薬剤及び器具の範囲

- (1) 経管栄養食品(濃厚流動食・ミキサー食・半固形化食)
- (2) イリゲーターとそのルート
- (3) 注射器(ディスポ10ml)
- (4) その他、ホスピス代表者が必要と認めるもの

〈規定の適用期間〉

第4条 第1条のいずれかに該当する状態になられた日から算定し、上記状態が解除された日までとする。状態の解除とは下記状態を言う。

- ①経口による栄養補給法が確立した場合
- ②ご入居者が入院した場合（退院後は再び算定するものとする）
- ③ご入居者が退去した場合
- ④ご入居者が死去した場合

〈費用〉

第5条 食事費用は一日あたり 1,335 円とする。尚、ご家族様の希望により、内容を変更または増量される場合は、費用が変わります。

【別途料金】 消耗品であり、交換時等に別途費用がかかります。

- ・栄養カテーテル・・・1回 216 円
- ・注射器・・・・・・・・・・1回 140 円
- ・栄養ボトル・・・・・・・・1回 648 円

〈費用の改定〉

第6条 費用の改定は、ホスピス代表者が必要と認めた場合に行う。

〈条項の改定〉

第7条 この条項の改定は、ホスピス代表者が必要と認めた場合に行う。

附則

この規則（要綱）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ホスピスケア「六花の家」介護サービス重要事項説明同意書

〈〈家族保管用〉〉

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ホスピスケア「六花の家」における介護サービスの提供開始に同意しました。

また、この文書が契約書の別紙となることについても同意しました。

契約者氏名

利用者 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

利用者代理人 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

身元引受人 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

※ 入居者が署名捺印できない場合は、入居者代理人あるいは身元引受人の方に署名捺印をお願い致します。

(事業者) 大阪府八尾市植松町6丁目9番34号
株式会社 六 花
代表取締役 石 田 力 印

(事業所) 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧537-10
ホスピスケア「六花の家」
管理者 宮 田 ま さ み 印

ホスピスケア「六花の家」介護サービス重要事項説明同意書

〈〈事業所保管用〉〉

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ホスピスケア「六花の家」における介護サービスの提供開始に同意しました。

また、この文書が契約書の別紙となることについても同意しました。

契約者氏名

利用者 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

利用者代理人 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

身元引受人 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

※ 入居者が署名捺印できない場合は、入居者代理人あるいは身元引受人の方に署名捺印をお願い致します。

(事業者) 大阪府八尾市植松町6丁目9番34号
株式会社 六 花
代表取締役 石 田 力 印

(事業所) 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧537-10
ホスピスケア「六花の家」
管理者 宮 田 ま さ み 印